

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】

所管	総務省	個人情報保護委員会	各地方公共団体
法令	行政機関個人情報保護法 独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護条例
対象	国の行政機関	独立行政法人等	民間事業者 地方公共団体等
学術研究		適用除外	
個人情報の定義等	照合可能性 非識別加工情報	容易照合可能性 匿名加工情報	団体により異なる 規定なし（一部団体を除く）

【見直し後】



趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、**
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

改正法と現行条例の相違点（例）

改正法	現行条例
<u>個人情報等の定義</u> ・従来の民間事業者における定義に統一	・民間事業者における定義は採用していない
<u>要配慮個人情報の定義</u> ・法定の情報に加え条例で独自に追加可能	・収集を制限する個人情報の規定は存在
<u>個人情報ファイル簿の整備</u> ・1000件以上のデータベースに関する帳簿を公表	・保有個人情報取扱事務について届出書を公表
<u>匿名加工情報に関する制度</u> ・個人情報ファイル簿を基に加工の提案を募集	・このような制度は設けていない
<u>開示請求できる者</u> ・本人及び法定代理人に加え、任意代理人も可能	・任意代理人は認めていない
<u>不開示情報</u> ・国の規定(全7号)に統一(一部条例で追加可能)	・情報公開条例の整合等を踏まえ全11号を規定
<u>決定期限</u> ・国の規定(原則30日以内)に統一(条例で短縮可能)	・原則14日以内
<u>手数料</u> ・実費(請求手数料+写しの費用等)の範囲内で規定	・請求手数料は徴収していない
<u>審査会・審議会の位置付け</u> ・法律(行政不服審査法を含む)を根拠に運用等	・個人情報保護条例に基づき設置・運用
<u>事業者・出資団体等</u> ・民間部門等は個人情報保護委員会が指導・監督	・個人情報保護条例に基づき指導等

※ 太字については、専門部会で検討している課題

令和3年改正法の今後の想定スケジュール

